

平成26年第1回村議会定例会会議録

自 平成26年3月11日

至 平成26年3月17日

更別村議会

平成 26 年第 1 回更別村議会定例会会議録(1 日目)

平成 26 年 3 月 11 日

1. 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
2. 会議事件は別表 2 のとおりである。
3. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 佐藤 敬貴
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 1 回更別村議会定例会を開会いたします。(10 時 00 分) 開議に先立ちまして、村長から、名誉村民、阿部忠男氏の追悼の辞を申し上げます。
村 長	岡出村長 名誉村民、元更別村農業協同組合代表理事組合長、故阿部忠男様に追悼の辞を申し上げます。名誉村民、阿部忠男様は平成 26 年 3 月 10 日午前 1 時頃、満 83 歳の生涯を閉じられました。謹んで哀悼の意を表すものでございます。故阿部忠男様におかれましては、農業経営者として昭和 48 年に更別村農業協同組合理事に就任されて以来、専務理事を経て、その卓越した指導力をもって代表理事組合長を務めるなど、27 年の長きに渡って本村農業はもとより行政や十勝農業の振興発展に多大な貢献をされました。さらに十勝での活躍が全道的に高く評価され、北海道農業会のトップ組織であります北海道農業協同組合中央会会長の重責を担うほか、農協の組織改革を見据え、北海道信連、北海道共済連、北海道厚生連の各会長の要職を務められるなど、全道はもちろん全国的に広くご活躍され、農業組織の発展に身を投じて尽力されてまいりました。このたび、偉大な指導者を失いましたことは本村にとりまして痛恨の極みであります。ついては、故人が目指してまいりました理想郷、豊かな文化村の創造にむかって村民一丸となり、頑張ることを誓うものであります。ここに改めて全村民とともに名誉村民、元更別村農業協同組合代表理事組合長、阿部忠男様の生前のご功績に対する感謝と深甚なる哀悼の意を表し、追悼の辞といたします。
議 長	ここで阿部忠男氏のご冥福を祈り、謹んで黙とうを捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。黙とう。(黙とう) 黙とうを終わります。ご着席下さい。
議 長	それでは村長より招集の挨拶があります。

岡出村長。

村 長

本日ここに、平成 26 年第 1 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。まずは先ほど本村はもとより、北海道農業の発展に生涯を捧げられました名誉村民、故阿部忠男様のご逝去にあたり深甚なる哀悼の意を表させていただいたところではありますが、また本日 3 月 11 日は東日本大震災発生の日でもありまして、早くも震災 3 年目を迎えました。被災地にあっては懸命に復興の努力は続けられておりますけれども、その道のりはまだまだ遠い状況にあり、姉妹市であります東松島市をはじめ被災地の一日も早い完全復興を切に願っております。同時に改めて多くの犠牲者に謹んで哀悼の意を表するものであります。平成 25 年度も残すところ少なくなり、現在平成 25 年度の総仕上げを行っておりますけれども、村議会ならびに村民各位の深いご理解と多大なご協力のおかげをもちまして、計画した事務事業もほぼ達成の運びとなっており、心から感謝を申し上げる次第でございます。一方、国内情勢としては、一部の都市部においてはアベノミクス効果により景気の回復が見られるものの、それ以外の地方にあっては依然として急激な円安による燃料や資材高、原発停止による電気料金の値上げ等によって、住民生活や地場産業に影響が出ているところであります。また、日米を軸とした TPP 交渉の行方に強い危機感を持っており、引き続き本村基幹産業である農業に甚大な影響を及ぼす TPP については、地域をあげて阻止行動をしていかなければならないと思っております。こうした地方の厳しい情勢を念頭に組織一丸となり、村づくりに全力を傾注してまいります。本定例会におきましては、平成 26 年度の村づくりの執行方針を申し上げますとともに、人事案件、各規約変更や村道路線の認定関係、平成 25 年度各会計の補正予算、そして平成 26 年度各会計新年度予算など合計 18 件の案件について、ご審議をお願いすることといたしております。よろしくようお願い申し上げます。

議 長

村長の挨拶が終わりました。

ただちに本日の会議を開きます。

(10 時 07 分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議 長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、3 番赤津さん、4 番松橋さんを指名いたします。

議 長

日程第 2、議会運営委員長報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

松橋議会運営委員長

議会運営委員長

議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会において、協議決定した内容を報告いたします。さきに、第1回村議会定例会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ3月4日午前10時00分より議会運営委員会を開き、付議事件および議事日程ならびに会期等について慎重に協議をいたしました。その結果、会期においては、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から3月18日までの8日間といたしました。以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

委員長の報告が終わりました。

議長

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

日程第3、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日より18日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は8日間と決定しました。

議長

議長

日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願います。

議長

議長

日程第5、一般行政報告を行います。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

岡出村長

村長

村長

それでは、口頭にて補足説明をさせていただきます。

1点目の第5期更別村総合計画年度別実施計画の平成26年度から平成28年度の3ヵ年計画でありますけれども、計画案につきましては毎年の見直し、ローリング方式にてこれまで議員協議会での説明、夢大地さらべつ推進委員会での審議を経て、別冊のとおり計画したものでございます。計画の内容につきましては、お目通しをお願いするものであります。2点目の第2次どんどん元気さらべつ健康日本21更別版でございまして、平成14年制定の健康増進法に基づいて策定されました第1次計画、これは平成16年度から平成25年度の10ヵ年計画でございます。これに引き続きまして第2次計画、平成26年度から平成35年度までの10ヵ年計画を別冊のとおり策定したものであります。策定にあたりましては住民アンケートも参考に、更別村保健福祉推進委員会にてご審議をたまわったものであります。今後この計画に基づき、健康寿命の延伸、生活習慣病の発症予防、そして重症化予防等に努めてより健康な村づくりを目指してまいります。計画の内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

議	長	<p>以上でございます。</p> <p>これで村長からの一般行政報告を終わります。</p> <p>これから一般行政報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議	長	<p>日程第6、教育行政報告を行います。</p> <p>教育行政報告は文書で配布されております。</p> <p>これで教育長からの教育行政報告を終わります。</p> <p>これから教育行政報告に対する質疑を行います。</p> <p>質疑の発言を許します。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議	長	<p>日程第7、村政執行方針ならびに教育行政執行方針について説明の申出がありました。これを許します。</p>
村	長	<p>岡出村長</p> <p>村政執行方針を申し上げます。</p> <p>平成26年第1回更別村議会定例会にあたり、平成26年度の村政執行の基本的な方針と施策の一端を申し上げ、村議会議員ならびに村民皆様の深いご理解とご協力を賜わりたいと存じます。まず、昨年を振り返りますと、春先からの不安定な天候に始まり、農作物収穫期の長雨、また、観測記録上4番目に早い時ならぬ降雪と、農業者の皆様には大変ご苦勞の多い年でありましたが、長年にわたり培われた高い農業技術と懸命なご努力により、異常気象を克服され平年を上回る107億円の粗生産額を上げられましたことに、あらためて農業者・関係機関の皆様のご努力に敬意を表するものであります。また、市街地においては本通りの改修や公営住宅の建替により、交通環境と快適な住環境づくりに、着実な歩みを見たところでもあります。さらに、民間による大規模太陽光発電事業が進められており、本村の多日照地域という優位性を活かした、クリーンな新エネルギーの生産基地としての可能性も広がりつつあります。このような環境の向上を的確にとらえ、さらなる村の振興策に結び付けていくことが重要と考えております。人づくりとしては、次代を担う多くの子どもたちがそれぞれ生き生きと活動し、文化・スポーツなど各方面で輝かしい成果を収めておりますし、また、若い力の結集によるイベントの実施等、その成果に力強さを感じるころあります。これらの活動は、関係者皆様の深いご理解とご支援の賜物であり、地域や人とのつながりが希薄になる風潮にあって、こうした支えあいや協力の輪が地域力を高め、まちづくりの基礎となるものであり、今後とも村民皆様のご協</p>

力を切に願うところであります。一方、日本国内に目を向けてみますと、アベノミクスによる景気の回復は一部の都市に見られるも、地方においてはその成果は感じられず、間近に迫った消費税増税やTPP協議の影響が大変心配されますし、少子高齢化による社会保障費の増大等、課題山積にして、情勢は予断を許さないものと思っております。このような厳しい状況の中で、住民をはじめ関係機関と行政がさらに有機的に連携し、地域力を高めることが重要でありますことから、より協働を深め、第5期更別村総合計画に掲げる「いつまでも住み続けたいまち 豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地」の実現に向けて、全力で取り組む所存でございます。なお、各種施策の推進にあたりましては、基本計画で示している「基本目標別施策」に基づき申し上げます。1の「にぎわいと元気を生み出すまちづくり」でございます。総合計画の基本計画第1章に示す基本目標「にぎわいと元気を生み出すまちづくり」に向けて、次の施策を推進します。「市街地の整備」関連ではにぎわいと活気に満ちた市街地づくりを目指した「更別村市街地活性化実施計画」を基に、花いっぱい運動、杜づくり活動などの継続と、「遊び」「ふれあい」「健康」をキーワードとした農村公園の再整備に取り組み、子どもに魅力的な大型遊具の設置などによって、市街地の交流人口を増やすとともに、さらなる市街地の活性化を関係機関・団体などのご協力を得ながら進めてまいります。また、上更別地区の活性化として、地区振興策の検討内容を踏まえ、協働店舗を核に行われる事業への支援を推進してまいります。さらに、両市街地の交通網の充実を図るため、道路改良舗装および舗装強化ならびに歩道の改修を進めてまいります。「住宅・宅地の供給」関連では定住化対策として、多様なニーズに応えるため、引き続き住宅団地「コムニ団地」と民間開発の「オークヴィレッジ」との連携により、定住化の促進に努めるとともに、持ち家住宅建設の促進と市街地空洞化対策として、住宅建設への支援を継続実施してまいります。また、老朽化した若葉団地公営住宅の計画的な改築と、「更別村公営住宅等長寿命化計画」に基づく公営住宅の改修を推進してまいります。「上水道の安定供給」関連では、安全な水の安定供給と上水道施設の保全を図るため、維持管理の適正化に努めてまいります。「排水処理対策」関連では、衛生的で快適な生活と水質保全を図るため、公共下水道および集落排水施設の適正管理と安定運営に努めてまいります。また、農村部の快適な環境づくりとして、個別排水処理施設の整備を住宅建設補助と併せて推進してまいります。「余暇空間の創造」関連では、どんぐり公園では、指定管理者とによる、きめ細やかな利用環境を整え、村内外の利用向上とパークゴルフを通じた村民の健康増進を図るとともに、すももの里の老齢木更新を行い、特産品づくりや観光資源づくりに努めてまいります。「道路網の整備」関連では、214路線におよぶ村道につきましては、村民生活や産業振興の基盤でありますので、さらに計画的な整備と適正な

管理に努めてまいります。橋りょうにつきましては、安全を念頭に計画的な改修を進めてまいります。国道と道道につきましては、交通安全対策として、国道更別橋の拡幅や道道更南更別停車場線の危険交差点の早期改良と歩道の新設等を引き続き関係機関に強く求めてまいります。

「安定した農林水産業を育てる」関連では、本村の基幹産業である農業は昨年の異常な天候をも克服されたところでありますが、経営的には円安による資材や燃料等の高騰、電気料金の値上げ、さらには本年4月からの消費税率アップ等によりますます厳しい環境であり、また、TPP問題など、農業を取り巻く情勢は予断を許さないところであります。こうした中にありますが、本村農業はその基本であります土づくりと輪作体系のもと、将来とも安全・安心な農業の食料基地として、重要な役割を果たしていかなければなりません。さらに、農業者はもとより関係機関との連携を強化し、第5期更別村農業振興計画に基づく各種の対策を推進し、「快適で魅力ある農村づくり」の実現を目指してまいります。

「収益性の高い農業の育成」関連では、農村の環境整備として平成26年度から改変の「多面的機能支払交付金」を積極的に活用し、引き続き農村環境の改善を促進するとともに「環境保全型農業直接支援対策」を活用し、減農薬等による安全な農業づくりを推進してまいります。農業基盤整備については、国営かんがい排水事業が平成25年度末で97.6%の進捗となり、更南地区および勢雄地区道営畑地帯総合整備事業の整備促進を図ってまいりますとともに、平成28年度から予定の次期道営事業についても準備を進めてまいります。また、風水害を防ぐため耕地防風林等造成への支援を継続し、東12号明渠排水路事業の用地確定等を進めてまいります。村営牧場につきましては、諸資材の値上がりなど維持管理経費が上昇する中にありますが、土壌分析、草地分析を実施し、適切な草地管理に努め酪農経営に資してまいります。また、堆肥投入助成の土づくり推進事業や良質な自給飼料の確保対策として、自力草地更新事業を継続実施してまいります。更別村農業経営・生産対策推進会議においては、農業情勢の的確な把握と対策の迅速性に努めるとともに、今後の更別農業のあり方について検討を深めてまいります。また、農作業の安全対策も徹底してまいります。担い手の育成につきましては、関係機関で構成の更別村農業担い手育成センターの活動も強化し、担い手の育成、確保に努めるとともに農業の法人化を奨励してまいります。有害鳥獣による農作物被害は、特にエゾシカによる被害が増加傾向にあり、これらの対策として関係機関で構成する鳥獣害防止対策協議会にて、捕獲従事者育成助成や捕獲機材の整備充実を図るなど、効果的な対策を講じ、人畜および農作物等の被害防止に努めてまいります。農畜産物の付加価値の向上として、農業組織をはじめ食品製造業者ならびに更別農業高等学校などと連携し、更別産品の「安全・安心」を広くPRするとともに、既存の農畜産物を対象とした加工品の研究開発を推

進するなど、地産地消を推進し、学校給食での利用はもとより更別の農畜産物を販売する機会の拡大などに取り組んでまいります。また、民間活力による特産品開発を推進するため、試験・研究や販路開拓、起業に向けた取り組みに対する助成制度を新たに設け、積極的に支援してまいります。「林業の育成」関連では、森林は多面的な機能を持っており、森林を守り育てる活動の推進と住民意識の醸成を図るため、植樹祭を継続して行ってまいります。また、道路の通行の安全性や耕作に影響のある村有林の枝打ちなどを継続実施し、適正な管理に努めてまいります。民有林につきましては、伐採跡地への再生林の促進と雪害による森林被害の復旧に関し「未来につなぐ森づくり推進事業」などにより支援を行い、森林の保全に努めてまいります。「商工業・サービス業の振興」関連では、交通網の整備等による生活圏の拡大、消費者ニーズの多様化、近隣への大型店の進出等、商工業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。このため、商工業の振興と地域の活性化を図る商工業活性化事業等の助成を継続して実施するとともに、中小企業近代化資金特別融資の制度を強化してまいります。「観光関連産業の育成」関連では、村内にはパークゴルフ場をはじめ、オートキャンプ場など自然の中で楽しめる観光の場があり、また、イベントについても、さらべつすもの里まつり、国際トラクターBAMBA、さらべつ大収穫祭など本村ならではのイベントが関係機関・団体と連携し、開催されております。観光施設の充実やイベントの開催は、地域の活性化ならびに特産品のPRや交流の機会として重要でありますことから、情報発信やイベント開催への支援を行うとともに、村の観光・物産業務の一元化等体制強化を行い関係機関・団体などとも連携し、観光関連事業を推進してまいります。「新たな産業の創造と雇用の確保」関連では、就職環境は都市部では新卒者を中心に改善の兆しを見せておりますが、地方ではまだ厳しいものとなっております。このため、昨年から実施している「更別村地元雇用促進事業」を積極的にPRしながら、村内企業や農業者への雇用支援を行ってまいります。次の主な事業につきましては、お目通しをお願いするものであります。11 ページにまいります。

2 の生活の安心を高めるまちづくりであります。総合計画の基本計画第2章に示す基本目標「生活の安心を高めるまちづくり」に向けて次の施策を推進します。「健康への意識高揚」関連では、後期高齢者医療制度による「特定健診・特定保健指導」は、第1期計画の最終年度の平成24年度において特定健診受診率65%、特定保健指導率66.7%と目標を達成したところであります。本年度は第2期計画の2年目となりますが、特定健診や広く各種健診の受診勧奨に努め、心身ともに健やかに暮らせる村民の健康づくりと併せて医療費の抑制に努めてまいります。また、平成25年度策定の「第2次どどん元気さらべつ」10ヵ年計画に沿って、健康づくりの意識を高めるよう各種保健事業を推進するほか、健康

増進室のトレーニング機器の充実を行なってまいります。「地域医療の確保」関連では、医療法人北海道家庭医療学センターとの医療提携により、医師4名および理学療法士1名の派遣を受け、診療所運営を行っております。幅広い初期診療に対応する家庭医療学は地域医療の原点と考え、今後とも医療提携の継続と家庭医療学の普及発展に必要な支援をしてまいります。本年4月からは「医薬分業」を実施し、調剤薬局の薬剤師がきめ細かな薬歴管理・服薬指導を行い、医師が診療・治療に専念することにより、患者にとって、より良い医療サービスの提供ができるものと考えております。さらに、医療サービスの向上と疾病予防に努め、より村民に信頼される診療所運営を目指し、地域医療の確保に努めてまいります。「地域福祉活動の推進」関連では、安心して暮らせるまちづくりの実現には本村の地域課題を全村民で共有し、支えあい助け合って解決していかなければなりません。今後も総合的な視点から、地域福祉を一層推進するとともに、社会福祉協議会や民間福祉法人との連携を深め、地域福祉を担う人材の育成などに取り組んでまいります。また、社会福祉センター設備の充実を行ってまいります。「高齢者福祉の推進」関連では、村の管理する高齢者福祉施設と民間社会福祉法人が運営する介護保険サービス事業との有機的な連携により、高齢者福祉事業を展開しておりますが、今後も安心して住み続けられる村づくりを推進してまいります。また、引き続き介護職場における職員の安定確保と定住化の促進を図るためにも、老人福祉施設等の雇用に対する支援を実施してまいります。「障がい者」関連では、健康相談や乳幼児健診の充実に努め、必要な支援や各種支援制度の情報提供に努めてまいります。また、第3期障がい者福祉計画に基づき、障がい者の自立のための相談支援の充実や日中活動、移動支援等の地域生活支援事業の取り組みを進めてまいります。「地域生活の確保」関連では、本村における国民健康保険の一人あたりの医療費は全道でも低い順位にランクされるも、保険給付費等は年々増加の状況にあります。引き続き、各種健診事業の健診率の向上を目指し、早期発見、早期治療を基本とし、医療費、介護費の抑制に向けた取り組みを進めてまいります。「災害への備えの強化」関連では、自然災害が比較的少ない本村ではありますが過去の震災を教訓に、民間住宅の耐震診断と耐震改修工事の補助を継続してまいります。また、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」による災害時の避難などに支援を要する方につきましては、現在、33世帯、39人の方を「災害時要援護者」として登録しておりますが、平成23年の東日本大震災における死者数のうち、高齢者や障害者が6割を超える実態から昨年「災害対策基本法」が改正されました。この改正を機に「避難支援計画」の作成、「更別村地域防災計画」の修正を進めるとともに、関係者の協力を得ながら対象者の同意のもと、「具体的な避難行動や安否確認方法」などの「個別計画」を作成してまいります。「消防・救急体制の整備」関連では、

住民生活の安心と安全をより高めるため消防の広域化を推進し、それに
応じた高機能指令センターの整備と電波法改正に伴う消防救急デジタ
ル無線整備を十勝全域で共同整備を行ってまいります。また、救助資機
材等の整備の充実と救急救命士1名を増員し、消防力と救急業務の高度
化を推進いたします。さらに、人命を守る住宅用火災警報器の設置指導
や戸別訪問によるきめ細やかな予防活動を進めてまいります。「交通事
故・犯罪のない社会づくり」関連では、昨年は村内で2件の重大な交通
死亡事故が発生し、3名の方を亡くしてしまいました。二度とこのよう
な悲惨な事故を繰り返さないためにも、第9次更別村交通安全計画に基
づき、交通事故を防ぐための各種安全対策や安全意識を高める啓発活動
を推進してまいります。また、昨年3月の高規格道路帯広尾自動車道
「更別インターチェンジ」の開通により、市街地や農村部の主要道路の
交通量が増加しており、北海道などの関係機関に対し、危険箇所の交通
規制標識の設置を引き続き要望してまいります。さらに、昨年発足の生
活安全推進協議会と連携し、村民を事件・事故から守るための事業に努
めてまいります。「ごみの収集・処理」関連では、昨年発足した環境美
化推進協議会と連携し本村の景観保全に努めるとともに、更別インター
チェンジの開通等によってゴミのポイ捨てが横行しないよう「更別村ご
みの散乱等の防止に関する条例」に基づき、看板の増設等必要な施策を
行い、清潔で美しい村づくりの実現に向けて取り組んでまいります。また、
村リサイクルセンター施設の改修を行うほか資源ゴミの適正分別と回
収に向けた取り組みを推進してまいります。「地球環境への配慮」関連
では、地球環境に配慮しクリーンな村づくりを進めるため「第3期更別
村地球温暖化対策実行計画」、さらには「更別村地域新エネルギービジ
ョン」に基づき、省エネ対策の推進、住宅用・事業所用の太陽光発電シ
ステムの導入支援を継続して行い、また、昨年度に引き続き環境負荷の
低減や節電、マイマイガ抑止対策として、街路灯照明のLED化を継続
して進めてまいります。なお、今後も省エネルギーの推進を図るととも
に、大規模太陽光発電施設の早期完成に向け支援を行い地域振興を図っ
てまいります。「火葬場の維持管理」関連では、火葬場は特に利用中の
トラブルが許されない特殊施設でありますので、霊台車、火葬炉等の修
繕を行い管理の徹底に努めてまいります。主な事業につきましては、お
目通しをお願いするものであります。

17 ページの中ほどからですね。3の笑顔に出会うまちづくりでありま
す。総合計画の基本計画第3章に示す基本目標「笑顔に出会うまちづく
り」に向けて次の施策を推進します。「生涯学習社会の整備」関連では、
少子高齢化や高度情報化、グローバル化の進展など社会の仕組みが大き
く変わる中で、教育の分野においても時代の変化に速やかに対応してい
くことが重要課題となっており、教育委員会と一体となり新たな学校教
育の推進と特色ある学校づくりの充実に努めてまいります。生涯学習の

分野では、誰もが生涯にわたって学びあい自己を高め、地域文化の振興、潤いとふれあいに満ちた人づくりを目指してまいります。村民の社会教育活動の拠点でもあります改善センターは、経年による老朽化が生じていることから改修事業を実施し、利便性の向上を図ってまいります。また、懸案でありました更別農業高等学校の校舎等の大規模改造事業が実施されることとなりましたが、一層の高等教育の充実を図るため、施設備品等の導入要望につきまして引き続き関係機関の協力を得て要請してまいります。「子育て支援」関連では、明日を担う子ども達の育成を支援していくため「すくすくこども未来計画」の目標達成に向け、教育、福祉など関係団体と連携しつつ、平成 27 年度からの新しい保育制度の具体的な検討を進め、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでまいりますとともに、待機児童の発生を防止するため民間保育園への支援を行なってまいります。地域子育て支援センターおよび放課後児童対策等につきましても教育委員会、民間保育園など関係機関と連携し、推進してまいります。主な事業につきましてはお目通しを願うものであります。

19 ページにまいりまして、4 の協働で感動するまちづくりであります。

総合計画の基本計画第 4 章に示す基本目標「協働で感動するまちづくり」に向けて次の施策を推進します。「住民活動の促進」関連では、住民と行政が力を合わせてまちづくりを進める「住民協働」のさらなる推進に向けて取り組んでまいります。また、憩の家について新たに緑化木を植樹する等して、環境整備を行なうとともに屋外看板に照明を整備してまいります。「行政運営体制の確立」関連では、行政改革ならびに財政計画の視点に基づき行政事務の効率化を図るため、常に事務事業の見直しを行うとともに職員の政策立案能力の向上を図るため、より一層、職員研修の充実を図り人材育成に努めてまいります。また、地域の特色や強みを活かした活性化対策を推進するため、優良な農畜産物を活用した特産品開発と観光部門の一元化を図る観光・物産振興プロジェクトチームを設置し、関連事業を重点的に進めてまいります。管内 19 市町村で構成する「十勝定住自立圏」では、十勝圏への人口定住を目指した「共生ビジョン」を基本に、さらに検討・協議を重ね、目的達成に向け事業を推進してまいります。また、本年度より道の権限委譲を受けパスポートの交付事務を役場で行い、村民の利便性の向上を図ってまいります。

「財政の健全化」関連では、村の財政は、特に依存度の高い地方交付税が過去 4 年間にわたり約 20 億円確保されたことによって、安定した財政運営と基金等の積み増しができたところであります。しかし今後、消費税増税による景気の落ち込みが予想され、さらには法人税、自動車取得税や重量税の減税が検討されており、その行方によって大きく影響されますが、引き続き健全財政の運営に努め、村民生活の向上と産業の振興を図ってまいります。主な事業についてはお目通しを願うことといた

しまして、以上、平成 26 年度の村政執行にあたり基本的な方針と主な施策について述べさせていただきました。

今、日本は、激変する国際情勢や課題山積の中であり、村においても的確な対応が求められているものであります。改めて、村政を預かる重責を深く肝に銘じるとともに、私の任期最終年となりますので、産業の振興はもとより子育て、福祉、教育をキーワードとして、第 5 期更別村総合計画に掲げる「豊かさ」、「安心」、「笑顔」からなる「夢大地」を確かなものとして、常に積極的な取り組みを続け、美しく豊かにして「いつまでも住み続けたい」村づくりを目指して、職員とともに全力で邁進する所存であります。村議会議員ならびに村民皆様のより一層のご指導とご協力を切にお願い申し上げます、村政執行方針といたします。

議長
教育委員長

渡辺教育委員長

平成 26 年度教育行政執行方針を申し上げます。教育行政の執行に対しまして、平素より村議会ならびに村民の皆様のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。平成 26 年度の教育行政の執行にあたり、基本的な方針を申し上げます。平成 25 年度の教育関係事業につきましては、順調に進めさせていただきました。小学校、中学校におきましては、昨年引き続き文化・体育部門において、十勝管内、全道、全国の各種大会ですばらしい活躍がありました。また、更別農業高等学校は、農業クラブ全国大会において、連続 41 回の出場を続け 1 名が入賞するなど輝かしい成績を残しております。さて、私達の生活環境はグローバル化や高度情報化の進展、少子高齢化など社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する数多くの課題への対応が必要となっており、多様な方向性や視点など先行きが不透明な社会となっております。一方で教育を取り巻く環境を見てみますと、国においては教育再生を経済再生とならぶ重要課題と位置付け、教育再生実行会議を設け、近年深刻な社会問題となっているいじめ問題の対応や教育委員会の抜本的な見直しなど、次々と教育改革を行うこととしており、まさに大きな転換期を迎えております。このような社会情勢の中で、誰もが夢や希望に向かって挑戦し、心豊かにともに支え合い、ふるさとに誇りを持ってたくましく生きていける人材を育てることが教育に求められております。村づくりは、人づくりと地域の教育によって支えられ、活性化するものであります。知・徳・体の調和のとれた人間形成に取り組むことを目的に制定されました「更別村教育の日」のスローガンを基として、学校、家庭、地域そして行政が共に連携を深め、それぞれの目標を実践・検証し、村民の皆様が生きがいやゆとりを持ち将来にわたって生活できる、生涯学習社会の実現に向けて諸般の施策を進めてまいりたいと存じます。

はじめに、学校教育の充実についてであります。学校は、公教育としての基本的な役割を認識するとともに、時代の変化と社会の要請を的確

に見極め、地域の信頼に応えつつ、子どもたちに人間としての基礎・基本、豊かな心を育む場として、それぞれの学校ならではの「特色ある学校づくり」「特色ある教育」を行うことが重要となります。

第1点は、教育の内容や方法についてであります。児童生徒一人ひとりに「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育成するとともに、各教科・道徳・特別活動および総合的な学習の時間を通して、学ぶ楽しさや充実感を味わうことができるよう創意・工夫を生かした特色ある学校づくりを推進してまいります。学ぶ意義をよく理解、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する力の育成は、社会がどのように変化しても必要不可欠なものであります。そのため、全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、新たな課題や改善点等を分析し「学校改善プラン」に基づいた取り組みを進め、学ぶ意欲の向上や学習習慣の定着に向けた学習指導の推進に努めてまいります。また、小中学校において、外国語指導助手による効果的な英語教育を実施するとともに、幼稚園からの外国語活動の促進と子どもたちの学習意欲の一層の喚起に努めてまいります。児童生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、虐待・自殺・有害情報・体罰などの問題が依然として後を絶たない現状にあります。未然防止に向け、学校・家庭・関係機関の連携や各種の調査やアンケートなどを活用して、問題の早期発見・早期対応に努めてまいります。教育上の特別な配慮が必要な児童に対して、小学校に特別支援教育支援員を配置し、教育的ニーズに応じた校内体制と指導方法の改善に継続して努めてまいります。健康管理については、学校保健安全法に基づく内科検診をはじめとする各種予防事業に加え、小学校においてむし歯予防のためのフッ化物洗口事業について、保護者の理解を得ながら実施に向けた取り組みを推進してまいります。

第2点は、教職員の研修活動等の推進についてであります。学校教育においては、指導する立場にある教職員の「資質」や「指導力」など、その「力量」に負うところが極めて大きいことから、個々の実践的指導力の向上が求められます。そのため、中札内村と共同で設置しております指導主事による校内研修の充実を図るとともに、自己研鑽のための各種研修事業への積極的な参加を支援し、教職員の資質の向上に努めてまいります。また、教育研究会、各種教育団体などの研修活動を支援してまいります。

第3点は、幼児教育の推進についてであります。人間形成の基礎を培う幼児期は、遊びなど自然な生活の流れの中で直接的、具体的な体験を通して生きていく力の基礎となる心情、意欲、態度などを育成していくことが重要です。幼稚園教育要領に基づく幼稚園教育を推進し、家庭や地域との連携を深めて小学校教育に円滑に移行できるよう保育内容の充実を努めてまいりますとともに、延長保育の特別保育等の子育て支援

方策を継続してまいります。教育上特別な配慮を要する園児に対し、特別支援教育支援員を配置し対応してまいります。満3歳到達後の学期初めの入園につきまして、今年度も継続してまいります。また、「子ども・子育て関連法」によります新しい子ども・子育て支援制度について、村部局や関係機関と連携のうえ、村における幼児教育、保育の望ましい方向を具体的に検討してまいります。

第4点は、学校給食の推進についてであります。学校給食は、学校教育の一環として位置づけられており、子どもたちが将来にわたって健康に生活していくための正しい食習慣や自己管理能力を身につける場となっています。食材は、安全・安心に十分な注意を払って調達するとともに、栄養バランスや時代の変化による食べ残し・偏食にも配慮し、給食モニターや教職員の意見も参考として、献立を工夫したおいしい給食の提供に努めます。食に関する知識と健全な食生活を実践することができるよう各学校と連携して、栄養教諭による食育指導の充実を図ってまいりますとともに、地産地消による新鮮で安全・安心な地元食材を利用した「ふるさと給食」を行い、その経費の助成を継続いたします。また、本年4月からの消費税増税に伴う給食費の改定を行いますが、保護者負担軽減助成については継続して実施してまいります。

第5点は、更別農業高等学校に対する支援についてであります。

更別農業高等学校につきましては、冒頭申し上げました農業クラブ全国大会の輝かしい実績をはじめ、食料基地十勝の農業を支える担い手を育成し、地域に有為な人材を数多く輩出しております。本村との連携、協力の実績も大きく、南十勝の農業においても極めて重要な財産であり、継続して教育振興の支援を行ないます。さらに、少子化により中学校卒業生の数が減少していることから、生徒の通学環境を整備して、学校の魅力の増大を図ることで生徒数の確保を図ることを目的に、通学費用等の支援を継続して行うこととしております。また、懸案でありました校舎等施設改修につきましては、平成26年度から2カ年で大規模改造事業が実施されることとなりました。しかし、地域産業を支える人材の育成と、高等教育の充実に対する要望はますます高まりつつあることから、今後もより一層の充実が図られるよう備品整備などの要請活動を支援してまいります。

第6点は、子どもの安全と子育て支援についてであります。

安全教育につきましては、交通安全や防災のための指導・訓練を計画的に実施するとともに、不審者や登下校時の総合的な安全対策につきましても、教育委員会配置の防犯パトロール車の運行や子ども110番の家の周知、さらに、ボランティアによるスクールガードなど関係機関と連携のうえ協力体制を強化してまいります。また、子育て支援の一環として子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、子育てに要する保護者の経済的負担を軽減するための小・中学校入学祝金の贈呈を継続して

まいります。平成 26 年度の学校教育関係の主な事業としては、次に掲げておりますのでお目通しをお願い申し上げます。

次に、生涯学習・社会教育の推進についてであります。

これまでも生涯学習推進の観点から、村民の皆さんの自主的な活動を目指して社会教育事業を推進してまいりましたが、その成果として関係団体の活発な活動や文化やスポーツ活動において多くの実績が残されているとともに、活動のすそ野を広げております。今後も、更別村社会教育目標にあります「更別の大地をしっかりとふみしめ、生き生きと学び続け、豊かなあすの郷土をつくる人」を村ぐるみで取り組めるよう、時代のニーズに対応すべく各種事業の見直しを図りながら「第 7 次更別村社会教育中期計画」を基に社会教育関係団体と連携して社会教育事業の推進に努めてまいります。

第 1 点は、生涯の各期における社会教育行政の充実と学習支援環境の整備についてであります。少年教育を取り巻く社会環境は年々複雑多様化しており、豊かな人間性を育むなど、子どもたちの心身を健全に育成することは社会全体で取り組まなければならない重要なことでもあります。関係団体との連絡を密にし、成長過程に応じた健全育成に努めてまいります。団体または個人が行う新たな事業の取り組みや地域活動に対して、こども夢基金事業として助成するとともに、基金の有効活用に努めます。小学校 4 年生から 6 年生までを対象とした通学合宿を実施し、子どもの社会性創造と問題解決能力の育成に取り組んでまいります。宮城県東松島市と続けております「どんぐり子ども交流事業」は 24 年目を迎えます。本年度は東松島市からの訪問が予定されており、両市村の子ども交流を深めてまいります。成人教育については、関係団体による活発な活動が続けられておりますが、活力ある村づくりのためにも引き続き青年団体等の活動支援を行っていくとともに、高齢者のための末広学級を継続して開設するなど、団体ならびにサークル活動の育成支援に努めてまいります。また、村民の自主的な学習活動を支援するため、各種講座を開設するとともに各種研修会の情報提供などに努め、学習環境の支援、充実を図り、多くの皆さんが参加できるよう努めてまいります。

第 2 点は文化、スポーツ活動の振興であります。本村の文化活動は、各種のサークル活動のほか、郷土芸能活動も活発に行なわれております。今後も村民にとって潤いのある生活を推進するため、これらの各文化団体による活動の支援を続けてまいります。また、文化協会などの団体の各種活動や総合文化祭ならびに総合誌さらべつの発刊を支援するなど、村民の文化的活動の発表の場を確保していくとともに、教育委員会事業であります「ときめき夢民塾」での文化講座を開設することで新たなサークル活動の誕生を促すなど、文化活動の育成助長を図ってまいります。村民が優れた文化芸術を身近に鑑賞できる機会を提供するた

め、道立美術館の協力を得て「移動美術館」を開催致します。図書室の運営につきましては、村民誰もが気軽に利用できる憩いの場としての役割を果たすよう、蔵書の充実や館内の環境整備、平成 25 年度に導入した図書管理システムの活用を図り、蔵書の適正な管理と利用者の利便性向上に努めてまいります。平成 20 年度に保護地域内に移植を実施した、北海道天然記念物ヤチカンバの生育状況を追跡調査して文化財保護に努めてまいります。スポーツ活動においても各スポーツ協会の活動は活発で、各種大会でも多くの実績を残してきておりますし、行政区対抗など村内大会の主催も積極的に行なわれ、村民のスポーツ振興に大いに貢献しております。また、スポーツ少年団についても、保護者をはじめ学校や地域の深い理解のもとに、熱心な指導による活発な活動が行われ、子どもたちの心身の健全な発達に貢献しております。今後とも、スポーツの競技力向上や各種スポーツ団体の自主的な活動支援に努めるとともに、村民が日常気軽に健康づくりや体力づくり、スポーツに親しめるよう関係団体の協力を得ながら生涯スポーツの振興に努めてまいります。また、経年による老朽化が生じている施設については、改修事業を実施し、施設の長寿命化や利便性の向上を図ってまいります。平成 26 年度の社会教育関係の主な事業としては、下に掲げておりますのでお目通しをお願い致します。

以上、教育行政の基本的な考え方を申し上げまして、村議会議員各位ならびに村民の皆様の一層のご指導とご協力をお願い申し上げまして、教育行政執行方針といたします。

議 長 これですべての村政執行方針、教育委員長からの教育行政執行方針についての説明を終わります。

議 長 この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 30 分まで休憩いたします。 (11 時 15 分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11 時 30 分)

日程第 8、諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

推薦内容の説明を求めます。

岡出村長

村 長 諮問案第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。推薦をいたしたい方は、北海道河西郡更別村字上更別南 12 線 112 番地 2、及川民子さん、昭和 24 年 1 月 2 日生まれでございます。及川さんにおかれましては、平成 23 年 7 月 1 日より同委員を務められておりますけれども、再任をお願いすべく推薦するものであります。ご同意たまわりますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)
 議 長 これで質疑を終わります。
 議 長 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。
 議 長 これから諮問案第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決いたします。
 議 長 原案によるものを適任と認めることにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 議 長 異議なしと認めます。
 議 長 したがって、諮問案第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案によるものを適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。
 議 長 日程第9、議案第11号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。
 議 長 提案理由の説明を求めます。
 村 長 岡出村長
 議 長 議案第11号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件でございます。更別村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。同意を求めたい方は、更別村字上更別南15線73番地2、富士野耕一さん、昭和25年6月3日生まれでございます。富士野さんにおかれましては、平成17年3月20日より同委員を務めていただいておりますが、再任をお願いするものであります。ご同意たまわりますようお願い申し上げます、提案説明といたします。
 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
 議 長 質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)
 議 長 質疑なしと認めます。
 議 長 これで質疑を終わります。
 議 長 本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。
 議 長 おはかりいたします。
 議 長 ただいま議題となっております議案第11号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 議 長 異議なしと認めます。
 議 長 したがって、議案第11号、更別村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。
 議 長 日程第10、議案第12号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第12号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件であります。地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更するものであります。

1の理由であります。上川中部消防組合および伊達・壮瞥学校給食組合が解散、脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合から規約別表の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。2の要旨であります。組合理約別表の市町村および市町村の一部事務組合から、上川中部消防組合および伊達・壮瞥学校給食組合を削るということであります。次のページをお願い申し上げます。規約の変更でございますが、ただいま1の理由、2の要旨に基づいて説明したとおり改正するものであります。附則といたしましては、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものがございます。よろしくようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第12号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第11、議案第13号、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更の件を議題といたします。

提案理由を求めます。

岡出村長

村 長

議案第13号、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更の件であります。

地方自治法第252条の7、第2項の規定により南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

1の理由といたしましては、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律において、平成26年4月1日から障害程度区分が

障害支援区分に改正されることから、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の7、第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。2の要旨であります、題名、第1条および第2条中、障害程度区分認定審査会を障害支援区分認定審査会に変更するものであります。次のページが変更する規約でございますけれども、ただいま説明のとおりでございます。附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひ申し上げ、提案説明とさせていただきます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
- 議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
- 議 長 これから議案第13号、南十勝障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第12、議案第14号、村道路線の廃止の件および日程第13、議案第15号、村道路線の認定の件の2件を一括議題といたします。
提案理由を求めます。
岡出村長
- 村 長 議案第14号、村道路線の廃止の件であります。道路法第10条第3項の規定に基づき、次の村道路線を廃止するものでございます。お示しをしてございます9路線、延長合計16,845.18メートルでございますが、この路線について、まず廃止をするものであります。その理由といたしまして、一般国道236号これは高規格幹線道路に関するものであります、中札内・大樹道路工事に関連し、村道路線の延長に変更が生じたので当該村道路線を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。
続きまして、議案第15号、村道路線の認定の件であります。道路法第8条第2項の規定に基づき、次の村道路線を認定するものであります。お示しをしてございます3路線、延長合計15,173.44メートルでございますが、この3路線を新たに認定するものであります。理由といたしましては、議案第14号と同理由でございます。なお、位置図を資料として提出してございます。認定につきましては赤の実線、廃止につきましては

青の波線ということでお示しをしているところであります。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから議案第14号および議案第15号に対する質疑を行います。

4番 松橋さん

4番松橋議員

この資料を見せていただきますと、高規格道路のあれで東14号のことを言っていると思うんですけども。これは長さが、今、説明がありますと変わっているということは、これどういう理解なんですか。もう少しこの説明、わかりやすくしてほしいんですけども。この資料だけを見ますと右と左に道路が変わったという理解にしか取れないんですけども。そういう単純に考えていいんですか。村道の廃止して新しくつけましたよと。そういう理解でいいんですか。

議 長

三品建設水道課長

建設水道課長

今回の廃止、それから認定の関係で答えますけども、前回、平成22年6月議会の答でですね、付け替え道路、それから側道というようなことで、その時にもですね、認定をさせていただきました。最終的にですね、今回、高規格道路の完了に伴ったというようなことで、その付け替え道路等も含めた中、一回廃止をいたしまして、全路線で新たに認定をさせていただくというような形でございます。

議 長

よろしいですか。

議 長

4番 松橋さん

4番松橋議員

ということは、場所は何も変わっていないという理解でいいですね。この地図だけを見ると非常に理解しづらいですけども。

議 長

三品建設水道課長

建設水道課長

前回、認定した路線、それから今回、廃止する路線、それぞれ路線についてはほとんど変わっておりません。ただ、ここで図示しているのはですね、右、左でわかりやすくするために、ちょっと赤の路線と青の路線で区別をさせていただいております。

議 長

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議 長

これで質疑を終わります。

これから議案第14号および議案第15号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから議案第14号、村道路線の廃止の件および議案第15号、村道路線の認定の件を一括して採決いたします。

議案第14号および議案第15号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号および議案第15号は原案のとおり可決されました。

議 長
議 長
議 長

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。(11時45分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(13時30分)

日程第14、議案第16号、平成25年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第16号、平成25年度更別村一般会計補正予算(第6号)の件でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70,226千円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,734,768千円とするものであります。2項以下につきましてはお目通しをお願い申し上げます。今回の補正に関しましては、執行実績から予算が不足となる障害者介護給付金、一部施設の燃料費、環境複合事務組合負担金について追加をお願いすることと、各会計の繰り出し金の調整、そして多くは事務事業の確定に伴う執行残に伴う予算の減額を行うものであります。また、歳入確定に伴いまして、各項目の増減補正と余剰財源の基金等への積み増し補正を主なものといたしております。なお、補正内容につきまして三好副村長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長
副 村 長

三好副村長

それでは私の方からご説明をさせていただきます。

今回は、平成25年度一般会計予算の整理ということでごまいますので、主要内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。最初に66ページをお開き下さい。補正予算の給与費明細書ということでございます。ここには特別職の部分が載っております。比較の欄でご覧いただきたいと思っておりますが、報酬欄で比較のところでは1,417千円の減ということで各種非常勤特別職の報酬の執行残が減額となっているところでございます。補正後につきまして、一番上段の表でございますけれども給与費の合計が54,148千円。共済費が11,642千円で合計しまして、65,800千円となっているところでございます。次に、67ページをお開き下さい。2番目の一般職ということで、総括表でご説明させていただきたいと思っております。ここでもですね、上から3段目になりますけれども、比較ということで大きな動きにつきましては職員手当等で2,190千円の減ということでございます。主な動きにつきまして、下の方に職員手当等の内訳が載っておりますが、時間外勤務手当で1,527千円の減、参議院選挙の当開票事務従事者手当で862千円の減ということが主要内容となっております。比較で職員手当等が2,190千円の減、共済費が184千円の減ということで補正後につきましては、給与費が394,993千円、共済

費が82,611千円で合計しまして477,604千円となっております。68ページ以降はご参照いただければと思っております。次に歳出のご説明をさせていただきます。20ページをお開き下さい。

款1、議会費でございます。補正額2,280円の減で49,002千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、項1議会費、目1議会費におきまして、説明欄(1)の議会運営経費でございますが、1,880千円の減ということでございます。主な内容につきましては、13の委託料で議事録作成委託料で830千円の減ということでございます。これにつきましては、当初の予算より単価が減少したこと、それから委託の業務時間数が減っていることということで、減少となるものでございます。続きまして、21ページを説明させていただきます。

款2の総務費でございます。補正額186,724千円を追加いたしまして、1,518,953千円とするものでございます。内容につきましては、項1総務管理費、目1一般管理費で92,812千円を追加するものでございます。21、22、23ページをまとめさせていただきます。主なもので24ページをお開き下さい。説明欄にございますけれども、(12)北海道市町村備荒資金組合積立金ということで、100,000千円を追加するものでございます。19の負担金補助及び交付金ということで、100,000千円を追加するものでございます。12月にも補正予算をしております、今回100,000千円を追加しますけれども合計しますと、305,000千円を積み立てる予定となっております。25ページをお開き下さい。目4地方振興費でございます。25,337千円の減ということでございます。主な内容でございますけれども、26ページまで飛ばさせていただきます。説明欄(8)の各種要請・施策調査経費ということで、3,189千円の減となっております。主な内容につきましては、13の委託料で2,569千円の減でございます。これにつきましては、各種施策調査委託料ということで、当初4,500千円の予算計上をしておりましたけれども、本年度は通行料調査828千円、シヤクヤクの栽培試験で113千円ということでの執行でございますので、差額を減額するものでございます。次に、27ページをお開き下さい。説明欄(10)の宅地分譲事業経費で3,858千円の減額をするものでございます。主な内容につきましては、17の公有財産購入費で3,483千円の減額でございます。これは予算額すべて減額するものでございますけれども、分譲地の買戻しの部分で予算を見ておりましたけれども、買戻しが無かったということで減額するものでございます。次に、説明欄(14)の市街地活性化事業で13,394千円の減でございます。17の公有財産購入費におきまして減額するものでございますけれども、旧開発庁舎跡地の用地購入費ということで8,500千円の減、同じく開発庁舎の建物の部分で4,894千円の減ということで、予算的には45,000千円を計上してございましたけれども、31,606千円になったということで減額するものでございます。次に(15)の地域おこし協力隊事業でございます。2,208千

円の減でございます。これにつきましては、地域おこし協力隊この部分では2名分の当初予算を見てございましたけれども、当初は1名で7月から2名体制になったということで、その3ヶ月分減額するということで、報償費等、それから活動費等も含めて減額の内容となっております。少し飛ばさせていただきます、30ページをお開き下さい。目10の財政調整基金費でございます。124,725千円の増加ということでございます。説明欄(1)にございますように、財政調整基金積立金で同額積み立てるということでございます。これは決算見込みをしたところ剰余金が出るということで、道営だとか消防デジタル部分の償還分についての財政調整基金を積み立てる内容としてございます。続きまして、31ページをお開き下さい。項3戸籍・住民基本台帳費、目1戸籍・住民基本台帳費で2,112千円の減ということでございます。説明欄(2)のところがございますけれども、戸籍住民基本台帳等整備事業で1,997千円の減でございます。19の負担金補助及び交付金で、北海道自治体情報システム協議会の負担金ということで減額するものでございますけれども、戸籍の副本データの作成費の減額ということで3,843千円を見ておりましたけれども、1,997千円を減額するものとなっております。続きまして、32ページに移らせていただきます。

款3民生費でございます。20,682千円減額しまして、629,220千円とするものでございます。項1社会福祉費におきまして、10,046千円を減額するものでございます。主な内容でございますけれども、34ページまで飛ばさせていただきたいと思っております。34ページの説明欄(10)障害者総合支援事業で6,489千円の増ということでございます。ここでの20扶助費につきましては社会福祉費扶助費でございまして、身体障害者補装具給付費ならびに身体障害者自立支援医療給付費につきましては、実績を鑑みまして減額するものでございますけれども、障害者の介護給付費につきましては実績等を踏まえて7,086千円を追加するものでございます。その次の(11)障害者地域生活支援事業でございます。1,821千円の減ということでございます。内容的には13の委託料、事業委託料ということで1,095千円の減でございます。移送サービス事業委託料、移動支援事業委託料、日中一時支援事業委託料等が執行状況を見て減額することでございます。それから(14)の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金でございます。3,095千円の減ということでございます。28繰出金で同額を減額するものでございます。内容につきましては、特定健康診査等事業分、福祉医療費無料化波及分、出産育児一時金分ということで、それぞれ予算見込みより減少しているということで、減額するものでございます。次に36ページに移らせていただきます。説明欄(3)の福祉の里総合センター改修事業でございます。7,764千円の減ということでございます。15の工事請負費におきまして福祉の里総合センター改修工事ということで、太陽光発電施設60キロワットを整備しておりますけ

れども、その執行残ということで71,610千円を予算で見えておりましたけれども、7,764千円執行残分を減額するものでございます。少し飛ばさせていただきますまして38ページをお開き下さい。項3老人福祉費で10,024千円を減額するものでございます。主な内容でございますけれども、目3老人福祉推進費におきまして8,719千円の減でございます。内容につきましては、説明欄(2)の介護保険事業特別会計繰出金で6,027千円を減額するものでございます。28繰出金ということで、次のページに行きますけれども事務費分、介護給付費分、地域支援事業費分、事業分ということで、それぞれ実績等を踏まえて減額するものでございます。

次に39ページの款4衛生費でございます。19,727千円を減額いたしまして、307,116千円とするものでございます。内容につきましては、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費で1,781千円の減でございます。内容につきましては、説明欄(1)乳幼児医療費給付費で1,570千円の減でございますけれども、主なものとして20の扶助費で乳幼児医療費扶助費6,600千円を見ていましたけれども1,500千円を減額するという内容でございます。次に40ページに移らさせていただきますまして、目2の予防費でございます。1,587千円の減でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(2)の予防接種事業経費ということで1,551千円の減でございます。11の需用費、予防接種薬品費ということで1,288千円の減でございます。13の委託料で各種予防接種委託料で263千円の減ということで、実績を踏まえまして減額するものでございます。次に41ページをお開き下さい。目4診療所費でございます。8,808千円の減でございます。説明欄(1)の特別会計(診療施設勘定)繰出金ということで、同額を減額するものでございます。28の繰出金ということで、財源補てん分、施設整備分、公債費分ということで、それぞれ減額するものでございますけれども、診療所収入の増等によりまして、財源を確保してきたということでの減額でございます。次に42ページに移らさせていただきます。項4の下水道費、目1の下水道費で3,787千円の減でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(1)の公共下水道事業特別会計繰出金で同額を減額するものでございます。28繰出金で減額でございますけれども、これにつきましては個別排水処理施設の整備事業等の減が主な内容でございます。続きまして、43ページに移らさせていただきます。

款5労働費、945千円を減額しまして7,165千円とするものでございます。内容につきましては、項1労働費、目1労働諸費で同額の減額でございます。説明欄(1)の雇用対策事業で19負担金補助及び交付金の地元雇用促進事業助成金ということで減額するものでございますけれども、実績につきましては現在のところ15名分が執行されているところでございます。今後の見込み分も加味しまして、今回945千円を減額するものでございます。

続きまして43ページ、款6農林水産業費におきまして24,487千円を減額しまして296,445千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、項1農業費、次のページに行きまして目2の農業振興費におきまして4,330千円の減でございます。主なものでございますけれども、45ページをお開き下さい。説明欄(6)の戸別所得補償経営安定推進事業で1,500千円の減でございます。19の負担金補助及び交付金におきまして、戸別所得補償経営安定推進事業交付金、農地の集積協力金という部分で当初、1,500千円を見てございましたけれども対象案件が無かったということで、予算措置をしていた1,500千円すべてを減額するものでございます。それと(7)の環境保全型農業直接支援事業でございます。1,618千円の減でございます。19負担金補助及び交付金におきまして、環境保全型農業直接支払交付金ということで8,200千円の予算を見ていましたけれども、執行残分1,618千円を減額するものでございます。

次に目3農地費でございます。15,781千円の減でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(2)の道営事業負担金で14,443千円を減額するものでございます。19負担金補助及び交付金におきまして、道営畑総担い手支援型事業更別更南地区で4,643千円の減、それから更別勢雄地区で9,800千円の減となっております。次に46ページに移らさせていただきます。目4営農用水費でございます。2,416千円の減でございます。主なものでございますけれども、説明欄(1)の営農用水施設維持管理経費で、19負担金補助及び交付金で2,303千円の減となっております。これにつきましては中札内村共同管理事業の負担金ということでございますけれども、管理負担金のうち管理人住宅が当初、浄化槽の更新それから給湯設備の改修ということで、予定していたところでございますけれども、管理人住宅が老朽化し見直しをするということで、今回事業から落とされたという部分で負担金が減ったものでございます。少し飛ばさせていただきます、48ページをお開き下さい。

款7商工費でございます。1,209千円を減額しまして、71,974千円とするものでございます。執行残がほとんどでございますので内容的には省略させていただきます。50ページをお開き下さい。

款8土木費でございます。16,802千円を減額しまして、524,464千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、51ページをお開き下さい。項3住宅費、目1住宅管理費で3,404千円を減額するものでございます。主なものでございますけれども、説明欄(2)の村営住宅等改修事業で3,339千円を減額するものです。主なものとしまして、13委託料で4,200千円の予算を計上しておりましたけれども、2,919千円を減額するというものでございます。これにつきましては、公営住宅建設事業の実施、設計、委託料ということでございますけれども、柏翠の改修につきましては自前で行ったということで、公営住宅の解体分のみ執行したということでの減額が大きくなったという内容でございます。目

3民間住宅整備費で7,972千円の減でございます。主な内容でございますけれども、説明欄(1)耐震改修促進事業ということで、1,260千円の減額でございます。19の負担金補助及び交付金におきまして、民間住宅の耐震診断費それから耐震の改修工事費ということで、予算措置をしておりましたけれども1件も無かったということで、全額減額するものでございます。それと(2)の民間住宅建設促進事業で6,712千円の減でございます。19の負担金補助及び交付金で減額するものでございますけれども、予算的には21,000千円計上してございましたけれども民間住宅の建設費の助成金が、新築で13件、中古で1件となっております。執行残それから今後の見込み等も加味しまして、6,712千円を減額するものでございます。次に目4住宅建設費でございます。3,040千円を減額するものでございます。主な内容につきましては(1)の村営住宅等整備事業で同額を減額するものでございます。大きなものとしたしまして52ページになりますけれども、15の工事請負費で村営住宅等の解体工事費2,730千円が執行残ということで減額する内容でございます。

次に、款9消防費でございます。3,515千円を減額しまして241,904千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、項1消防費、目1消防費で2,748千円の減でございます。内容につきましては、説明欄(1)の南十勝消防事務組合補助金等ということで、同額を減額するものでございます。19負担金補助及び交付金で、主に支署の経費の執行残を減額する内容となっております。次に、53ページをお開き下さい。

款10教育費で22,866千円を減額するもので、420,081千円とするものでございます。主なものでございますけれども、54ページをご覧下さい。項2小学校費、目1学校管理費で4,763千円の減ということででございます。主なものでございますけれども、56ページまで飛ばさせて下さい。説明欄(5)の学校施設改修事業ということで、15の工事請負費で1,477千円を減額するものでございます。更別小学校の校舎等改修工事費ということで、校舎の屋上防水改修工事の執行残等で減額する内容ということでございます。次に、項3中学校費、目1学校管理費で5,819千円の減でございます。主なものでございますけれども、58ページまで飛ばさせていただきます。上の方の説明欄(7)スクールバス購入事業ということで、2,990千円の減でございます。このうち18備品購入費、車両購入費で当初、27,000千円の予算計上をしていましたけれども、2,955千円の執行残ということで減額するものでございます。次に、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費で1,680千円の減ということでございます。主なものとしまして、説明欄(1)の幼稚園運営経費で1,472千円を減額するものでございます。7の賃金、保育士賃金で入園児補助の保育士分を見ていましたけれども、1,697千円のうち1,433千円を減額する内容でございます。64ページをお開き下さい。

款12公債費で3,816千円の減で、663,818千円とするものがございます。項1公債費、目1元金で2,911千円の減でございます。説明欄にございますように、(1)長期債約定償還元金の23償還金利子及び割引料で、過疎債の借り入れ額が減少したことによる減額という内容となっております。次に、目2の利子につきましては、905千円の減ということで説明欄にあります(1)長期債償還利子、23償還金利子及び割引料で減額するものがございますけれども、先ほど申し上げました借入額の減、それから利率が下がったということでの減額でございます。

次に、款13諸支出金でございます。169千円を減額しまして、914千円とするものがございます。内容的には省略させていただきたいと思いません。続きまして、歳入の方に移らさせていただきます。9ページをお開き下さい。

款1村税、2,846千円を減額いたしまして508,511千円とするものがございます。項1村民税、目2法人で1,846千円の減。項4たばこ税、目1たばこ税で1,000千円の減ということで、申告状況それから収納状況を踏まえて減額するものがございます。

次に、款2地方譲与税で6,998千円を減額しまして、141,826千円とするものがございます。主なものにつきましては、項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税で7,292千円を減額するものがございますけれども、収納状況等を踏まえて補正させていただくものがございます。

次に、款4配当割交付金、149千円を追加いたしまして532千円とするものがございます。説明は省略させていただきます。10ページをお開き下さい。

款6地方消費税交付金でございます。項1地方消費税交付金、目1地方消費税交付金で2,251千円を追加しまして、29,394千円とするものがございます。これも収納状況等を踏まえて追加するものがございます。

次に、款7自動車取得税交付金、項1自動車取得税交付金、目1自動車取得税交付金で5,454千円を追加しまして、32,936千円とするものがございます。収納状況等を踏まえて追加するものがございます。

次に、款8地方特例交付金、210千円を追加しまして1,076千円とするものがございます。収納状況等を踏まえて補正するものがございます。次に、11ページをお開き下さい。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で83,628千円を追加しまして、2,350,021千円とするものがございます。内容につきましては、普通交付税で63,628千円。これは交付決定に伴っての補正でございます。それから特別交付税につきましては20,000千円ということで、これまでの実績等を踏まえて見込みで補正させていただくものがございます。

次に、款11分担金及び負担金で3,389千円を減額しまして、71,153千円とするものがございます。内容につきましては、項1分担金、目1農林

水産業費分担金で1,872千円の減でございます。説明欄にございますように、道営畑総の部分の更別更南地区で782千円の減、更別勢雄地区で1,090千円の減ということで、負担金の減少に伴う減額でございます。次に12ページをお開き下さい。

款12使用料及び手数料でございます。6,798千円を減額いたしまして、192,306千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、項1使用料、目2民生使用料で3,821千円の減でございます。説明欄にございますように福祉の里総合センター給食部門の利用料ということで、2,938千円の減でございます。要因につきましては、診療所の入院患者さんが減少しているということが主な要因となっております。目4の農林水産使用料で1,700千円の減でございます。営農用水使用料の収納状況等で補正させていただくものでございます。次に、13ページをお開き下さい。

款13国庫支出金でございます。4,554千円を減額いたしまして、229,113千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金で3,042千円を追加するものでございます。説明欄にございますように、障害者介護給付等負担金で給付費が伸びているということで2,650千円を追加する内容が主なものでございます。次に項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金で5,219千円を減額する内容でございます。内容的につきましては、説明欄の3段目にありますけれども子育て支援対策臨時特例交付金4,280千円、これは予算額全額を減額しまして道補助金の方に財源振替するという内容でございます。後ほどそちらの方で出てきます。目5土木費国庫補助金で2,191千円を減額するものでございますけれども、社会資本整備総合交付金で公営住宅部分で事業費の減額となっております。次に、14ページをお開き下さい。

款14道支出金、4,954千円を追加いたしまして、132,118千円とするものでございます。内容につきましては、項1道負担金、目1民生費道負担金で1,926千円の追加でございます。主な内容でございますけれども、説明欄の上から3つ目、障害者介護給付等負担金で1,369千円給付費が伸びたということで、追加するものでございます。次に、15ページの方に移らせていただきます。目2の民生費道補助金で5,432千円を追加でございます。主な内容でございますけれども、説明欄の一番下、子育て支援対策事業補助金で5,429千円を追加でございます。これは先ほど国庫補助金の方から財源振替する部分、それから子ども子育て支援事業計画に関わるニーズ調査分の補助金があったということでの増額の内容となっております。それから、目4農林水産業費道補助金でございます。3,572千円の減ということでございます。主なものでございますけれども、説明欄の上から4つ目食料供給基盤強化特別対策事業補助金で1,083千円の減ということでございます。それから戸別所得補償経営安

定推進事業交付金で農地集積の協力金の分で、先ほど歳出の方で減額させていただきましたけれども、その分の道補助金1,500千円の減額でございます。それと、農地保全型農業直接支払交付金、810千円の減ということでこれも歳出の方で減額させていただいた部分での補助金の減という内容でございます。次に、16ページをお開き下さい。

款15財産収入でございます。26,722千円を追加しまして52,535千円とするものでございます。主なものといたしまして、項2財産売払収入、目1不動産売払収入で21,169千円を追加するものでございます。内容的には説明欄にあります、村有地の売払い収入ということで11,326千円を追加するものでございます。これにつきましては、カントリーパークの隣接地でございますけれども、幕別町にある遊休地の売却、それから道の駅の向かいにある遊休地の売却を進めたということでの売払い収入の増額というふうになってございます。それから17ページに行きますけれども、宅地分譲地売払収入ということで4,296千円を追加するものでございます。セオイの里が3区画、コムニの里が3区画売却できたということで追加するものでございます。それと立木の売払収入5,547千円を追加するものでございます。目2の物品売払収入で5,345千円を追加するものでございますけれども、これにつきましては素材の売払収入が主な内容となっております。

続きまして、款16寄附金で200千円を追加しまして、1,570千円とするものでございます。項1の寄附金、目1の総務費寄附金ということで村有林野基金指定寄附金、目2の教育費寄附金でこども夢基金指定寄附金、それぞれ100千円の寄附があったということで、補正させていただくものでございます。

次に、款17繰入金、28,346千円を減額しまして20,009千円とするものでございます。内容につきましては、項1の基金繰入金、目3協働のまちづくり基金繰入金におきまして720千円の減、目4村有林野基金繰入金7,000千円の減、これは当初予定していた額すべて立木売払間伐材の売払収入があったということで、繰入を取りやめるものでございます。それから目5の農業振興基金繰入金で20,687千円の減ということで、道営事業分を予定していましたが、需用費等の減等がございまして繰入を減額するものでございます。次に18ページをご覧ください。

款19諸収入でございます。1,289千円追加しまして、45,503千円とするものでございます。内容的には省略させていただきたいと思っております。次に19ページに移らせて下さい。

款20村債、1,700千円減額しまして811,425千円とするものでございます。項1村債、目3過疎対策事業債で同額の減額でございます。説明欄にございますけれども、スクールバスの執行残の事業費の減の部分4,000千円の減、それからどんぐり保育園の建設補助ということで、改修費でございますけれども村の負担分が25%ございまして、その分過疎債を借

りるということで、新たに2,600千円を追加するものでございます。それから道営事業で13,500千円、これは負担金の減ということでございます。更別農業高校生確保等支援事業で1,000千円の減、子ども医療費無料化事業で2,700千円の減、それから旧開発庁舎等整備事業で45,000千円の減でございます。当初から45,000千円見てございましたけれども、土地・建物取得のみでは過疎債は借りれないということで、すべて減額するものでございます。それと太陽光発電設備整備事業ということで中央中学校の部分で設計をしておりましたけれども、系統連携ができないということで過疎債の対象にならないものですから、900千円全額を減額するものでございます。それと村道舗装強化事業、20,600千円のこれは新規の追加でございます。児童福祉施設活動費ソフト分でございますけれども、これも21,200千円ということで新規に追加するものでございます。それから、民間住宅建設促進事業で21,000千円の、これも新規に追加する部分ということで賃貸の部分で9,600千円、民間住宅の補助で11,400千円という事業費に対して過疎債を借り入れするものでございます。続きまして、5ページをお開き下さい。繰越明許費でございます。

款6農林水産業費、項1農業費で道営事業負担金12,360千円を繰越するものでございます。款9消防費、項1消防費で南十勝消防事務組合補助金等ということで、デジタル無線の部分繰越明許する分、70,544千円ということでございます。合わせまして82,904千円を繰越するものでございます。次に6ページをお開き下さい。地方債補正でございます。先ほど歳入でもご説明させていただきましたけれども、過疎対策事業債におきまして補正前は403,200千円見てございましたけれども、1,700千円減額になるということで401,500千円とするものでございます。合計しますと補正前が813,126千円、補正後が811,426千円となるものでございます。以上、雑駁な説明で恐縮ですけれども説明を終わらせていただきます。

- | | | | |
|---|---|--------------------------------------------|----------|
| 議 | 長 | 説明が終わりました。 | |
| 議 | 長 | この際、暫時休憩いたします。 | |
| | | 午後2時25分まで休憩いたします。 | (14時15分) |
| 議 | 長 | 休憩前に引き続き会議を開きます。 | (14時25分) |
| | | 先ほど一般会計補正予算の説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 | |
| 議 | 長 | 質疑の発言を許します。 | |
| | | (ありませんの声あり) | |
| | | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 | |
| 議 | 長 | これから本案に対する討論を行います。 | |
| | | 討論の発言を許します。 | |
| | | (原案賛成の声あり) | |

議 長

これで討論を終わります。
これから議案第16号、平成25年度更別村一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

議 長

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第15、議案第17号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村 長

岡出村長
議案第17号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件であります。

第1条といたしまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,097千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ534,070千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ413,785千円とするものであります。まず事業勘定からご説明申し上げます。事業勘定の歳出、12ページをお願い申し上げます。12ページは事業勘定の歳出であります。

款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費で339千円の追加でありますけれども、この追加の主な理由といたしましては19の負担金補助及び交付金485千円の追加でありまして、これにつきましては説明欄の下の方にございますけれども、北海道自治体情報システム協議会の負担金505千円の追加であります。これに関しましては、国保制度の改正に伴いまして国保・電算システムの改修が必要になったということで、今般補正をさせていただくものであります。それ以外のものにつきましては、執行残でございますのでよろしくお願い申し上げます。次に、項2の徴税費、目1の賦課徴税費55千円の減額であります。これにつきましては、取り扱い実績の減ということで執行残であります。次に項3の運営協議会費、次のページにまいりまして目1の運営協議会費52千円の減でございますが、これにつきましても管内研修会に委員の欠席等が生じたということから、執行残になるものであります。

次に款2の保険給付費3,000千円の減でございます。この内訳であります。項1の療養諸費につきましては100千円の減。その内訳でありますけれども目1、目2、目4につきましては、財源の振替であります。目5の審査支払手数料の100千円の減に関しましては執行残でございます。項2の高額療養費につきましては、それぞれ補正はありませんで財源の振替となるものであります。項4の出産育児諸費につきましては、目1の出産育児一時金にもございますけれども2,900千円の減でございます。これ

につきましては、当初出生数15名を見ていたわけでありましてけれども、予想としては9名の予想となったものであります。大幅に出生数が減少しているということでありまして、国保、社保合わせて大体今年の場合は非常に少なく、25名程度になるのではないかと見込まれているところであります。

次に款3の後期高齢者支援金等、項1も目1も同じ名称でございますけれども、これにつきましては304千円の減であります。これは納付額の確定により減額するものであります。

次に款6の介護給付金、項1も目1も同じでございますが147千円の減であります。これにつきましても、納付額の確定によりまして減額するものであります。

次に15ページにまいりまして、款7の共同事業拠出金、項1の共同事業拠出金につきましては3,378千円の減であります。その内訳といたしまして、目1の高額療養費共同事業拠出金につきましては1,383千円の減であります。これにつきましては、拠出割合が下がったということございまして、今般減額するものでございます。目2の保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、1,995千円の減であります。同じく拠出割合が下がったということで減額するものでございます。

次に款8の保健事業費につきましては1,015千円の減であります。項1の特定健康診査等事業費につきましては823千円の減、目1の特定健康診査等事業費につきましては823千円の減、同じ額の減でございますけれども、これにつきましては事業執行による残でございます。次に項2の保健事業費192千円の減であります。その内訳が目1の保健衛生普及費につきましても56千円、目2の疾病予防費につきましても136千円の減であります。いずれも執行残でございます。

款10の諸支出金、項2繰出金、目1の直営診療施設勘定繰出金につきましては、515千円の増であります。これにつきましては診療所の待合室の寒さ対策としてエアカーテンを設置いたしましたけれども、これが調整交付金で措置されたということで事業勘定から交付を受けた分、診療所に繰り出すということでございまして、515千円を増額するものであります。次に、歳入8ページをお願い申し上げます。歳入であります。

款1の国民健康保険税、項1の国民健康保険税につきましては4,233千円の減であります。その内訳でありますけれども、目1の一般被保険者国民健康保険税につきましては3,390千円の減であります。まず、被保険者数がこのところ減少しておりまして、その減少によりましてところの課税分が2,600千円減ということでありまして、合わせて後期高齢者支援金分現年課税分につきましても1,403千円減少しているということで、減額するものであります。介護納付金分現年課税分につきましては、所得割額が増えてございまして、613千円を追加するものであります。次に、目2の退職被保険者等国民健康保険税につきましては843千円の減で

あります。医療給付費分現年課税分で642千円の減でありますけれども、退職に関しましては所得割の額が減少しているということで減ずるものであります。同じく後期高齢者支援金分現年課税分につきましても201千円の減となるものであります。

次に、款3の国庫支出金、これにつきましては401千円の追加であります。その内訳でございますけれども、項1の国庫負担金で365千円の減。その内訳として、目1の療養給付費等負担金につきましては144千円の減、後期支援金介護納付金の減少によるものであります。目2の高額医療費共同事業負担金につきましては346千円の減であります。高額医療費の共同事業拠出金が減少していることから、減とするものであります。目3の特定健康診査等負担金でございますけれども、これは125千円の追加でございます、これは申請によりまして増額決定されたということでの追加であります。項2の国庫補助金、目1の財政調整交付金につきましては766千円の追加であります。特別調整交付金として追加措置されたものでありますけれども、先ほどお話し申し上げました診療所の寒さ対策に伴う施設等の整備に伴う交付金が増額になったということでもあります。次のページをお願い申し上げます。

款4の療養給付等交付金、以下ですね項1、目1同じでございますけれども1,048千円の追加であります。これにつきましては増額交付ということになりまして追加をさせていただきます。

款5の前期高齢者交付金、項1、目1同じでございますけれども、これにつきましては107千円の減であります。これにつきましても、交付確定による減でございます。

款6の道支出金、6,122千円の追加であります。この内容といたしましては項1の道負担金で221千円の減、目1の高額医療費共同事業負担金で346千円の減、これにつきましては高額医療費共同拠出金の減少によるものでございまして、目2の特定健康診査等交付金につきましては125千円の追加であります。これにつきましては交付額の増額決定ということでございます。項2の道補助金につきましては、目1の道財政調整交付金6,343千円の追加であります。普通調整交付金につきましては4,801千円の減額決定をしておりますけれども、その他の特別調整交付金につきましては大きく11,144千円措置されております。これにつきましては国保税の収納率が高かったこと、それから医療給付費の伸びを抑えた等、そういう運営の努力が認められて交付されたものであります。

款7の共同事業交付金、項1の共同事業交付金につきましては20,302千円を追加するものでございます。その内訳であります、高額医療費共同事業交付金につきましては7,920千円の追加、目2の保険財政共同安定化事業交付金につきましては12,382千円の追加であります。目1の高額療養費につきましては、医療費の増加ということでございます。あと、保険財政につきましては、対象医療費が増加したということでそれぞれ

追加するものであります。

款9の繰入金、31,237千円の減でございます。これにつきましては項1の他会計繰入金、目1の一般会計繰入金として3,095千円の減であります。内訳内容でありますけれども、出産育児一時金につきましてですね出生数の減少によってこれは減額となるものでございます。それから、福祉医療無料化波及分としてこれも273千円の減、特定健康診査等事業分につきましては、これも実績に応じまして862千円を減ずるものであります。項2の基金繰入金、目1の基金繰入金につきましては、28,142千円の減であります。これはですね、財源不足を想定して予算化しているものでございますけれども、財源不足が減少しているということから減額をするものであります。次のページをお願い申し上げます。

款11の諸収入、項2の雑入、目1の雑入607千円の追加であります。雑入で775千円の追加でありますけれども、第三者行為の賠償金、交通事故等で保険から払われたものが、これは保険給付の対象となりませんので、支払ったものについては後で返してもらうということで、医療費の返還が増えたということでありまして、特定健康診査受診料につきましては実績によるもの、また、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、補助事業の実施に伴いまして追加されるものであります。次に診療施設勘定の歳出を説明申し上げます。23ページをお願い申し上げます。

款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費で2,381千円の減額であります。内容でありますけれども、2の給料につきましては額の確定に伴いまして107千円不足ということになりましたので、追加をさせていただくものであります。次の節3、4、7、8、9、10につきましては、それぞれ執行残であります。11の需用費につきましては120千円の追加であります。これは燃料費が不足いたしましたので追加をさせていただくものであります。12の役務費につきまして、クリーニング代が不足ということになりまして98千円の追加であります。13の委託料につきましては1,561千円の減でございます。現在、家庭医療学センターとの医療提携によって4名のお医者さんが来ていただいているわけでありまして、そのうち1名が2月からご家庭の事情によりまして休んでいるということでございます。ですので、これにつきましては2ヶ月分減額をさせていただくということに相なっております。14の使用料及び賃借料につきましては、執行残でございます。次のページにまいりまして、節の18、19につきましても執行残でございます。目2の車両管理費につきましては、これは財源振替ということでありまして、

款2の医業費2,398千円の追加でございまして、項1の医業費5029千円の追加、目1の医療用消耗器材費につきましては補正はございませんけれども、財源振替ということでありまして、目2の医薬品衛生材料費、これにつきましては5,863千円の追加でございます。入院につきましては

減ってございますけれども、外来につきましては大きな伸びを示しているわけでありまして、全体として診療収入が増えているということと、これは最後の補正となりますので安全圏を見まして少し多めに予算化させていただくものであります。目3の医療委託費につきましては538千円の減であります。これは執行残であります。目4の寝具費、296千円減。項2の給食費、目1の給食費2,631千円の減につきましても執行残ということでございます。

次に、款3の公債費につきましては1,822千円、目1の元金で1,711千円の減、次のページの利子につきましては111千円の減ということで、償還額の確定に伴いまして執行残となるものであります。次に歳入、20ページをお願い申し上げます。

歳入でありますけれども、款1の診療収入、これにつきましては2,620千円追加しまして合計で237,088千円とするものであります。項1の入院収入につきましては5,589千円の減額でありまして、目1、目2、目3、目4とそれぞれ入院に関わる収入の内訳を載せているところであります。

議 長
議 長

審議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。(14時46分)

平成23年3月11日の東日本大震災で犠牲となられた方々のご冥福を祈り、黙とうを捧げたいと思います。ご起立をお願い致します。黙とう。(黙とう)

お直り下さい。ご着席下さい。

議 長
議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。(14時47分)

このですね、2の未収繰越分につきましては76千円追加させていただくものでありますけれども、これまで未収金処理してきたものが全額完納されたということで追加をさせていただきます。項2の外来収入でありますけれども、8,157千円の追加であります。これにつきましては特に訪問診療が増えていることと、インフルエンザが流行したこと、また村外の患者さんが前年比2%程度増えているということなどから追加となるものであります。それぞれ、目1、目2、目3、目4、目5と収入の内訳を載せて整理をさせていただいたところであります。次のページをお願い申し上げます。項3のその他の診療収入、目1の諸検査等収入におきましては52千円の追加であります。各種診断料につきましては83千円の減でございますけれども、各種予防接種診断料、住民健診料等につきましては増えているということであります。

次に、款2の使用料及び手数料115千円の追加であります。項1の使用料、目1の使用料につきましては11千円の追加であります。往診、訪問診療時の車両使用料が増えているということでございます。電気器具の使用料外につきましては減額となっております。項2の手数料、目1の文書料につきましては104千円の追加であります。各種診断書料が増えているということでございます。

款4の繰入金につきましては8,293千円の減であります。項1の他会計

繰入金、目1の一般会計繰入金につきましては8,808千円を減額するものであります。内容的には財源補てん分として6,490千円の減、公債費分として1,822千円の減、施設整備費分としてこれは交付金が措置されたということから、496千円を減額するものであります。項2の事業勘定繰入金、目1の事業勘定繰入金につきましては515千円の追加であります。これにつきましては、へき地診療所分として20千円の追加、施設整備分として495千円の追加であります。これにつきましては先ほどから説明している施設整備に係るものであります。

款6の諸収入、項1の雑入、目1の雑入につきましては53千円の追加、自費衛生材料等収入につきましては197千円減額するものでありますけれども、健康診断等業務謝金につきましては250千円追加するものであります。これは道からの要請で緊急臨時的医師派遣ということで、当診療所から道北の方に派遣したことの謝金であります。

款7の村債、項1の村債、目1の過疎対策事業債につきましては3,700千円の追加であります。これにつきましては、過疎債のソフト分が増えたということをごさいます、今般3,700千円追加するものであります。次に5ページをお願い申し上げます。第2表の地方債補正でございますが、先ほど説明したとおり過疎対策事業債3,700千円追加が認められたということで、今般追加をさせていただき、限度額を44,200千円とするものであります。なお、事業勘定、診療施設勘定に係る給与費明細書につきましては、お目通しをお願いするものであります。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番 松橋さん

4番松橋議員

説明を十分聞いたら理解はできたんですけども、入院患者さんが減りまして、外来が増えましたよと、それで収入はもちろんそういうことになりますし、経費は給食費を含めて全部減りましたよと、色々もろもろ経費も。それというのは、お医者さんの考えというか、うちの診療所の考えで入院はしないで自宅とか、そういうことが徹底されているふうに思われていいんですか、理解として。元々、入院患者さんがいないのがそれはベストなんでしょうけれども。それとひとつには、大病とか、重い病気になると手術ですから、向こうへお世話になるというか、基幹病院にお世話になっていると。どういう考えなんですか。もう少し中身わかるようにちょっと説明をしていただければ。

議 長
診療所事務長

日崎診療所事務長

入院につきましてはですが、医師の考えもございしますが、ご自宅や施設入所等での看取りをすすめておりますので、そちらがまたが多くなってきております。それと、長期入院患者さんはそういうことで見込めないということでございます。あと、急性期の患者が入られておりますが、

10日前後の入院ということで、長期でないので収入の方はなかなか見込めない現状でございます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

数字を見るとだいたい理解はできるんですけども、あまり入院はすすめないよと、自宅で頑張ってなさいよと、それは徹底した、きたのかい。それかもう難しい病気というか大病だ、もちろんそうですね、手術施設がなかったら。それもう最初から基幹病院へお願いするよと割り切っているという意味ですか。そういう診療所にもう特化していると考えていいんですか。

議長
診療所事務長

日崎診療所事務長

特化しているわけではございませんが、重病な患者さんにつきましては、うちで診れないという判断に立ちますと、帯広とかの大きな病院に搬送しております。入院患者を入れないということではございませんので。今、現在は少し少なくなっておりますけれども、その急性期の方は入れていこうという考えでございます。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

病院のお医者さんの考えですから、ここで論してもちょっと問題があるかと思えますけども、要するに村民さんに、村民というか村外の人もいますけど、それが徹底されてきたという理解でいいんですね。そういう理解されても困るということかな。確かに今、先生4人がいて、1名さんはちょっと都合で。普通、そういうことはそんな地方の病院ではありえないことですよ。恵まれすぎているのか、恵まれている、すぎているというのは失礼ですけど。その辺をきちっと村民として理解しておかなければ、自分らの病院はああ立派、立派と、健康保険税も最低でいいですよと、健康ですよと。それはすごい立派なことなんだけど。それに住民が整理されてきたのかなと、考え方が。そこだけでいいんですけど。ちょっとそれは答えづらいかな。

議長
診療所事務長

日崎診療所事務長

入院させないというふうな整理はしておりません。なので、ご家族の方とのご相談のうえの入院という形になっていると思います。自宅等で看取りをするのか、診療所で看取りをするのかという話になってきていると思いますので、訪問診療もすすめておりますから、その辺はご家族とのお話し合いで入院するかどうかを決めていると思います。

4番松橋議員
議長

あんまり攻めていくとおかしな話になるからいいです。

他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これでは討論を終わります。
これから議案第17号、平成25年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

議 長 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声あり）

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16、議案第18号、平成25年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長

村 長 平成25年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の件であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,495千円とするものであります。内訳でございますが、歳出6ページをお願い申し上げます。

議 長 款1の総務費、181千円の減でございます。項1総務管理費において95千円の減、目1の一般管理費におきまして95千円の減となっております。これにつきましては、いずれも執行残でございます。項2の徴収費につきましては、86千円の減でございます。賦課徴収費につきましては70千円の減、これは執行残であります。目2の滞納処分費につきましては、16千円の減でございますが全額予算から減ずるものであります。滞納処分を含めて徴収しなくてもよかったということで、収納率が100%となることを見込んでいます。次のページをお願い申し上げます。

議 長 款2の後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、357千円の追加であります。これにつきましては、納付金の確定により357千円追加するものでございます。次に歳入5ページをお願い申し上げます。

議 長 款1の後期高齢者医療保険料、項1の後期高齢者医療保険料、357千円の追加であります。目1の特別徴収保険料につきましては98千円の減、目2の普通徴収保険料につきましては455千円の追加であります。それぞれ保険料の確定に伴いまして、今般補正をするものであります。

議 長 款2の繰入金、項1の他会計繰入金、目1の一般会計繰入金につきましては181千円の減であります。事務対象分につきましては減額をするということでございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
（ありませぬの声あり）

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)

議 長 これですべて討論を終わります。
 これから議案第18号、平成25年度更別村後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17、議案第19号、平成25年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長

村 長 議案第19号、平成25年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件であります。第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38,372千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280,476千円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,895千円とするものであります。事業勘定の歳出から説明申し上げます。10ページをお開き願いたいと存じます。
 款1の総務費につきましては、10千円の減額でございます。その内訳でありますけれども、項1の総務管理費、目1の一般管理費で124千円の追加でございます。内訳の9の旅費につきましては執行残でございますけれども、19の負担金補助及び交付金につきましては252千円の追加であります。これは北海道自治体情報システム協議会への負担金でございます。介護報酬の制度改正に伴いシステムの改修が必要になったということで追加をさせていただくものであります。項3の介護認定審査会費、目1の認定調査費につきましては、134千円の減であります。これにつきましては執行残であります。
 款2の保険給付費につきましては、37,635千円と大きく減額するものであります。内訳であります。項1の介護サービス等諸費につきましては次の目1の介護サービス等諸費、36,444千円の減額であります。当初、上更別の元気の里等施設整備が進められまして、介護保険料につきましては伸びていくものと予想して予算化したものでありますけれども、老健施設等の利用者が予想より伸びませんでした。また、利用者の利用単価が低くなっていることから、平成24年度並みに落ち着いているということから、今般大きく減額するものであります。次に11ページをお願い申し上げますが、その給付費の内訳につきましては法定施設サー

ビス給付費14,160千円と、それから地域密着型居宅介護サービス給付費6,720千円、地域密着型施設介護サービス給付費につきましても6,960千円と、それぞれ大きく下回っているわけであります。今般減額をするものであります。項2の介護予防サービス等諸費につきましても、目1の介護予防サービス等諸費として1,208千円の追加をするものであります。居宅介護予防サービス給付費につきましても1,841千円を減額するものでありますけれども、地域密着型介護予防サービス給付費につきましても3,048千円の追加と相なっております。これは要支援の1,2の方は逆に大きく伸びていることから、そのような措置をさせていただくものであります。項3の高額介護サービス費、目1の高額介護サービス費につきましても1,799千円の減であります。項5の特定入所者介護サービス等費、目1の特定入所者介護サービス費につきましても600千円の減であります。これにつきましても実績見合いで減額するものであります。

款3の地域支援事業費、729千円の減額であります。項1の介護予防事業費、目1の介護予防二次予防事業費、これにつきましても175千円の減額であります。これにつきましても、実績見込により減額をするものであります。目2の介護予防一次予防事業費につきましても財源補正でございます。項2の包括的支援事業・任意事業につきましても554千円の減額であります。その内訳でありますけれども、目1の包括的支援事業費につきましても242千円の減、目2の任意事業費につきましても312千円の減額であります。それぞれ実績見合いによりまして減額をするものであります。

款4の基金積立金、項1の基金積立金、次のページの目1の基金積立金につきましても2千円の追加であります。これは介護保険事業基金積立金の利子が増えたということで追加をするものであります。次に歳入、7ページをお願い申し上げます。

款3の国庫支出金、項2の国庫補助金につきましても1,800千円の減であります。目1の調整交付金につきましても1,882千円、これは給付事業費が減っておりますので減額をするものであります。目2の地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましても44千円の減、目4の事業費補助金につきましても、逆に126千円の追加であります。目2につきましても事業費の減によるものでありますけれども、目4の事業費補助金につきましても、介護報酬制度改正に伴いましてシステム改修が必要になったということから補助金が増額になってございます。

款4の支払基金交付金、項1の支払基金交付金につきましても11,341千円の減額であります。これは給付事業が大幅に減っているということから減額になるものであります。目1の介護給付費交付金につきましても11,291千円の減、目2の地域支援事業交付金につきましても50千円の減であります。それぞれ事業費の減によるものであります。

款5の道支出金、項1の道負担金、目1の介護給付費負担金につきま

ては5,444千円の減であります。これも同じく給付事業と連動するものでございます。

次のページ、款6の財産収入、項1の財産運用収入、目1の利子及び配当金につきましては2千円の増でございます。

款7の繰入金、これにつきましては19,824千円の減であります。項1の一般会計繰入金につきましては6,027千円の減、目1の介護給付費繰入金につきましては4,703千円の減、目2の地域支援事業繰入金につきましては27千円、目4のその他一般会計繰入金につきましては1,297千円の減であります。それぞれ、事業費の減に伴いまして減額するものでございます。項2の他会計繰入金、目1の介護保険サービス事業勘定繰入金につきましては656千円の追加であります。これはサービス勘定におきまして余剰金が生じるということから、今般整理をするものでございます。項3の基金繰入金、目1の基金繰入金に関しましては14,453千円の減であります。これも給付事業の減に伴うものであります。

款9の諸収入、項2の雑入、目1の雑入におきまして35千円の追加であります。これにつきましては、1回200円をいただいて開催している介護予防教室の参加者が増えたということでございます。次にサービス事業勘定の歳出であります。17ページをお願い申し上げます。

款1のサービス事業費、項1の居宅支援サービス事業費につきましては714千円の減であります。その内訳でありますけれども、目1の居宅支援サービス事業費につきましては96千円の減、これは執行残でございます。目2の新予防計画策定事業費につきましては616千円の減であります。月に33件を見込んでおりましたけれども、件数が大体21件程度になってございますので、策定委託料が減となるものでございます。

款2の諸支出金、項1の繰出金、目1の介護保険事業勘定繰出金につきましては656千円の追加であります。これにつきましては、平成25年度分からの余剰金、前年繰越部分も見込みまして656千円の支出とするものであります。次に歳入16ページをお願い申し上げます。

款1のサービス収入、項1の予防給付費収入、目1の新予防計画策定費収入につきましては145千円の減であります。これは件数の減によるものであります。

次に款2の繰入金、項1の事業勘定繰入金、目1の事業勘定繰入金につきましては182千円の減であります。これは当初、介護保険事業勘定からの繰入金を見てございましたけれども、財源的に繰入しなくてもよかったということで、全額収入から落とすものでございます。

款3の繰越金、項1の繰越金、目1の繰越金につきましては269千円の増でございます。これは前年度の繰越金を追加するものであります。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)
 これで討論を終わります。
 議長 これから議案第19号、平成25年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 異議なしと認めます。
 議長 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
 議長 この際、暫時休憩いたします。
 午後3時35分まで休憩いたします。(15時20分)
 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(15時35分)
 議長 日程第18、議案第20号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 岡出村長
 村長 議案第20号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。
 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ643千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,838千円とするものであります。歳出からご説明を申し上げます。歳出6ページをお願い申し上げます。
 款1の水道経営費、項1の水道経営費、目1の水道管理費で635千円の減でございます。職員手当等につきましては、職員の異動によりまして寒冷地手当について追加をさせていただくものであります。それ以外のものにつきましては、執行残でございます。
 款2の公債費、項1の公債費につきましては8千円の減額であります。次のページをお願い申し上げます。その内訳でありますけれども、目1の元金で5千円の追加、目2の利子につきましては13千円の減額であります。それぞれ償還額の確定により追加あるいは減額をさせていただくものであります。次に歳入、5ページをお願い申し上げます。
 款2の使用料及び手数料につきましては、205千円の減額でございます。使用料、手数料につきましてはほぼ確定しておりますので今般、整理をするものであります。項1の使用料、目1の水道使用料につきましては190千円の減、項2の手数料、目1の水道手数料につきましては15千円の減額とするものであります。

次に款3の繰入金、項1の他会計繰入金、目1の一般会計繰入金につきましては438千円を減額するものであります。これは基準繰出分の減額となるものであります。なお、給与費明細書につきましてはお目通しを願うものであります。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成25年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第19、議案第21号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長 議案第21号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件であります。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,091千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,437千円とするものであります。2項以下につきましては、お目通しをお願い申し上げます。歳出から説明を申し上げます。9ページをお願い申し上げます。

款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費につきましては42千円の減でございます。これにつきましては、それぞれ執行残でございます。項2の施設管理費につきましては746千円の減であります。その内訳として、目1下水道施設管理費につきましては269千円、目2の農業集落排水施設管理費につきましては137千円をそれぞれ減額するものでありまして、執行残によるものであります。次のページをお願い申し上げます。目3の個別排水施設管理費につきましては340千円の減でございます。これにつきましても執行残でございます。

款2の事業費、15,051千円の減であります。項1の下水道整備費につきまして、目1の下水道建設費521千円の減であります。これにつきましても、執行残でございます。項2の農業集落排水施設整備費につきまして

目1の農業集落排水施設建設費300千円の減でございますが、これにつきましては新規の申し込みが無かったということで、全額予算を減額するものであります。項3の個別排水処理施設整備費につきましては、次の目1の個別排水処理施設整備費で大きく14,230千円の減であります。執行残でございますけれども、工事請負費におきまして13,713千円の減でありまして、これにつきましては個別排水処理施設の建設個数が当初15基見てございましたけれども、9基にとどまったということで、大きく減額するものであります。

次に款3の公債費、項1の公債費で254千円の減、その内訳でありますけれども、目1の元金におきまして161千円の減、目2の利子におきまして91千円の減であります。それぞれ償還額の確定に伴いまして減額をするものであります。次に歳入、7ページをお願い申し上げます。

款2の使用料及び手数料、項1の使用料につきましては483千円の減であります。内訳でありますけれども、目1の下水道使用料につきましては170千円の減、目3の個別排水処理施設使用料につきましては313千円の減であります。ほぼ収入確定に伴いましてそれぞれ減額をするものであります。

款3の国庫支出金、項1の国庫補助金、目1の下水道事業国庫補助金につきましては221千円の減であります。長寿命化関係の事業費もほぼ確定いたしまして、これに伴う補助金につきましては221千円を減額するものであります。

款4の繰入金、項1の他会計繰入金、目1の一般会計繰入金につきましては3,787千円を減じます。これにつきましては財源補てん分といたしまして歳入歳出のバランスを取る関係上、3,787千円を減額するものであります。

款7の村債につきましては11,600千円の減、その内訳でありますけれども、目1の下水道事業債として2,800千円、目2の過疎対策事業債として8,800千円の減額となります。これにつきましては、事業の減少によるものと過疎債から下水道債に入れ替えをしたということから、それぞれ調整をして補正するものであります。次に3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございますが、これにつきましては需要がなかったということで、ここに掲げている2項目につきましてはそれぞれ廃止をするものでございます。次に4ページをお願い申し上げます。第3表、地方債補正であります。歳入で説明したとおり、村債の補正に関わりまして下水道事業債につきましては2,800千円の減で、限度額を12,700千円、過疎対策事業債につきましては8,800千円を減じ、これは全額減額となったところであります。合計で12,700千円の限度額となったところであります。以上、提案説明とさせていただきます。ご審議方よろしくようお願い申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

議 長

質疑の発言を許します。
 (ありませんの声あり)
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから本案に対する討論を行います。
 討論の発言を許します。
 (原案賛成の声あり)
 議長 これですべて討論を終わります。
 これから議案第21号、平成25年度更別村公共下水道事業特別会計補正
 予算(第3号)の件を採決いたします。
 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声あり)
 議長 異議なしと認めます。
 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
 議長 日程第20、発議第1号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制
 定の件を議題といたします。
 提案理由の説明を求めます。
 4番 松橋さん
 4番松橋議員 発議第1号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件の提
 案理由を申し上げます。更別村議会会議規則の一部を改正する規則を別
 紙のとおり制定するものです。理由といたしまして「議長、副議長会議」、
 「議長、副議長、委員長会議」、「議会運営会議」、「議会報告会」、
 「議会懇談会」および「初議会運営会議」を地方自治法第100条第12項
 に規定する議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行う
 場として位置付けるため、この規則を制定しようとするものです。要旨
 といたしまして、(1)協議等の場のそれぞれの名称、目的、構成員お
 よび招集権者を別表により規定する。(2)議会の議決により協議等の
 場を臨時に設けることができるよう規定する。この2点でございます。
 次のページ、規則本文をご覧ください。改正後の欄を中心に説明をいたし
 ます。第17章の章名を協議または調整を行なうための場に改めるもので
 す。次に第126条の見出しを(協議または調整を行なうための場)に改
 めるものです。次に第126条の第1項の全部を、法第100条第12項の規定
 による議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うため
 の場(以下、「協議等の場」という。)を別表のとおり設けると改める
 ものです。次に同条第2項の全部を、前項で定めるもののほか、協議等
 の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定すると改
 めるものです。次に同条第3項の全部を、前項の規定により、協議等の
 場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者および期間を
 明らかにしなければならないと改めるものです。次に同条第4項として、
 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定めると加えるもの
 です。次のページをご覧ください。別表を加え、協議等の場のそれぞれの

- 名称、目的、構成員および招集権者を規定するものです。附則といたしまして、この規則は平成26年4月1日から施行するものです。以上、堂場議員の賛成を得て、提出するものです。よろしく願いをいたします。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから発議第1号、更別村議会会議規則の一部を改正する規則制定の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第21、意見書案第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
7番 本多さん
- 7番本多議員 意見書案第1号、TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。TPP交渉については、本年2月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく、「大筋合意」には至りませんでした。しかしながら、4月のオバマ大統領の来日に向けて、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いています。TPPは農業だけの問題でなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。以上のことから、TPP交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等に関して、別紙意見書を高木議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同たまわりますよう、よろしく願い申し上げます。
- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。
これから意見書案第1号、T P P交渉等国際貿易交渉に係る意見書の
件を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22、意見書案第2号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改
善と雇用安定のための法改正に関する意見書の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
6番 堂場さん

6番堂場議員 意見書案第2号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安
定のための法改正に関する意見書の提案理由を申し上げます。内容につ
きまして、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。自治体の臨時・
非常勤職員は、いまや3人に1人となり、全国では約70万人にも上ります。
それらの職員の多くは、年収200万円以下であるため官製ワーキングプ
アとも言われ、雇止め不安を感じながら日々の業務にあたっています。
臨時・非常勤職員の職種は、行政事務職のほか保育士、学童指導員、
学校給食調理員など多岐にわたります。その多くの職員が、恒常的業務
に就いており地方自治体は臨時・非常勤職員の労働を無くして一日たり
とも回しません。しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契
約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備
されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間にお
かれた存在となっています。このため、パート労働法や改正労働契約法
の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整
備をはかることが重要課題となっており、行政サービスの質の確保と、
臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、別紙意見書を本多
議員の賛成を得て提出するものであります。ご賛同賜りますよう、よろ
しくお願いを申し上げます。提案の理由といたします。

議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)

議長 これで討論を終わります。

これから意見書案第2号、地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第23、意見書案第3号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番 高木さん

1番高木議員

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提案理由を申し上げます。内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、「成長戦略」の名の下に、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」とは全く逆の動きであると言えます。また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提案されています。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと云わざるを得ません。こうしたことから、労働者保護ルール改悪反対を求め、別紙意見書を、高橋議員の賛成を得て提出するものです。ご賛同賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。

これから意見書案第3号、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、陳情第1号、特定秘密保護法の廃止を求める陳情書の件を議題といたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情第1号、特定秘密保護法の廃止を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、特定秘密保護法の廃止を求める陳情書の件は、総務厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 3月12日の会議は、議事の都合によって特に午後6時に繰下げて開くことにいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(16時05分)